

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月27日  
照会部署名 松本年金事務所適用調査課  
照会担当者 (課長) 平林 晃一  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 村田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—025	本部受付番号 No. 2010—831
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

報酬の範囲について

(内容)

従業員の生命保険契約にかかる生命保険料の取扱いについては、昭和38年2月6日府保険発第三号、および昭和47年10月18日府保険発第三〇号により通知されているところですが、両通知の内容から判断しかねる事例が生じましたので、ご教示をお願いいたします。

なお、照会の内容は下記のとおりです。

記

医療法人の理事（事業主の妻）を対象として養老保険契約を締結している事例において、保険料相当額を報酬に含めるべきであるか、ご教示願います。なお、契約の内容等詳細は以下のとおりです。（金額は月額）

- 当該事業所において養老保険契約を締結の対象となっているのは、上記の者1名である。
- 保険契約者および死亡保険金受取人は医療法人、被保険者および満期保険

金受取人は医療法人の理事（事業主の妻）である。

- ・ 給与台帳上、生命保険料の2分の1（300,811円）を保険料相当額としていったん支給し、その金額をそのまま保険料として控除する処理を行っている。残る2分の1は医療法人の負担である。役員報酬として保険料相当額と別に699,189円を支給しており、支給総額は1,000,000円である。
- ・ 支給総額から社会保険料を控除した残額が所得税の課税対象となっている。なお、事業主の申立では、法人税法上保険料総額の2分の1が給与とみなされるために、源泉所得税額の課税漏れの防止の観点から上記の取り扱いを行っており、上記通知を適用すれば本来課税所得ではないとのことである。
- ・ 保険加入の目的は、事業主の申立によれば役員の死亡保障の確保とのことである。

（ブロック本部回答）

本案件につきましては、議事録より役員報酬を1,000,000円とされていることもあります、報酬として取扱うべきと思料いたしますが、諸規定等において、明らかにされていることが確認出来なかつたため、本部への疑義照会をお願いします。

回答日 平成22年8月5日  
回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部  
厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）  
吉沢 契佐紀  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

（本部回答）

ブロック本部回答のとおり、本件に関しては社員総会で生命保険料の2分の1を含めた金額により報酬を決定していること、給与台帳にも報酬として記載されていること、役員の内1名のみの加入であるため、この役員の意思により保険に加入していると考えられること等から契約者が法人となっている場合でも、法人ではなく被保険者本人がこの保険料の2分の1分を負担し、これと同額の手当を法人から受けているとして扱うことが妥当であり、この生命保険料の2分の1は報酬に該当する。

なお、報酬とは「労働の対償として受けるすべての金銭の支払・・及び金銭以外のもので支払われるもの」であって、「当該事業主より受け得る利益」も

報酬の範囲（昭和32年2月21日保文発第1515号）とされており、法人が負担する残りの生命保険料2分の1について、これにあたるか厚生労働省年金局事業管理課に確認したところ以下の回答があった。

「本件については、多数の従業員からなる事業所が、就業規則等により本人の意思にかかわらず事業主が保険の契約をしているものではなく、事業所の構成員は4人と少数の家族であり、特段の定めもなく理事の中で1名のみが契約の対象となっている。こうした事案については、事業主が費用負担している保険料相当額が、身内への実質的な報酬を目的としたものとなっているか個別に判断する必要がある。

具体的には、当該保険の内容等を総合的に勘案する上で、

- ① 理事の中で理事長の妻のみが契約の対象となっている理由
- ② 保険料負担が事業所と本人で折半されている理由
- ③ 事業所が死亡した際の保険金受取人となっている理由

等により、その保険料負担や給付の対象が名目的に本人以外であったとしても、実質的に身内間のみにその利益が及ぶものであるかを確認し、保険料相当額が報酬として相当するかを判断することが妥当である。」

したがって、上記①～③の項目等により、事実上法人の利益と本人の利益が不可分であり「実質的に身内間のみにその利益が及ぶもの」と確認され、その法人の保険料負担の目的が「身内への実質的な報酬を目的としたもの」と判断できるならば、「保険契約によって受ける利益」（昭和38年2月6日府保険発第3号）は報酬とすることが妥当であるため、法人が負担する残りの生命保険料2分の1を含めて報酬とすることになる。

回答日 平成23年 9月 6日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

岡村